都道府県知事 殿地方厚生(支)局長

厚生労働省保険局長 (公印省略)

「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る 療養費に関する受領委任の取扱いについて」の一部改正について

令和2年7月17日に閣議決定された「規制改革実施計画」において、原則として法令等 又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押 印を求めているもの、又は対面での手続を求めているものについて、恒久的な制度対応と して、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法 令、告示、通達等の改正を行うこととされている。

このことを踏まえ、「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の取扱いについて」(平成30年6月12日付け保発0612第2号厚生労働省保険局長通知)について、その一部を下記のとおり改正することとしたので、貴管下の関係者に周知を図るとともに、円滑に取り扱われるよう御配慮願いたい。

記

1 別添1の一部を次の表のように改正する。

改正後 改正前 別添1 別添1 受領委任の取扱規程 受領委任の取扱規程 第1章~第3章 (略) 第1章~第3章 (略) 第4章 療養費の請求 第4章 療養費の請求 (申請書の作成) (申請書の作成) 24 施術管理者は、保険者等に療養費を請求する場合には、次に掲 げる方式により療養費支給申請書(以下「申請書」という。)を 作成し、速やかな請求に努めること。 作成し、速やかな請求に努めること。 $(1) \sim (3)$ (略) $(1) \sim (3)$ (略)

- (4) 申請書の申請欄の申請者は、療養費の請求権者(以下「被保 険者等」という。)に係る住所、氏名、申請年月日を記入するも のであり、被保険者等又は被保険者等から許可を受けた患者(以 下、本規定において「患者」という。)より記入を受けること。 ただし、当該各事項について、当該患者より依頼を受けた場合 や当該患者が記入することができないやむを得ない理由がある 場合には、施術者等が代理記入し当該患者から押印を受けるこ と。
- (5) 施術管理者は、毎月、申請書を患者又はその家族に提示し、 施術を行った具体的な日付や施術内容の確認を受けたうえで申 請書の代理人欄の申請者欄に署名を求めること。併せて、被保

- 24 施術管理者は、保険者等に療養費を請求する場合には、次に掲 げる方式により療養費支給申請書(以下「申請書」という。)を
 - (4) 申請書の申請欄及び代理人の欄の申請者は、療養費の請求権 者(以下「被保険者等」という。)に係る住所、氏名、申請又は 委任年月日を記入するものであり、被保険者等又は被保険者等 から許可を受けた患者(以下、本規定において「患者」という。) より記入及び押印を受けること(記名押印は患者の署名でも差 し支えない。)。ただし、当該各事項について、当該患者より依 頼を受けた場合や当該患者が記入することができないやむを得 ない理由がある場合には、施術者が代理記入し当該患者から押 印を受けること。
 - (5) 施術管理者は、毎月、申請書を患者又はその家族に提示し、 施術を行った具体的な日付や施術内容の確認を受けたうえで署 名又は押印を求めること。

険者等に係る住所、委任年月日について患者より記入を受ける こと。ただし、当該各事項について、当該患者より依頼を受け た場合や当該患者が記入することができないやむを得ない理由 がある場合には、施術者等が代理記入し当該患者から押印を受 けること。

そのうえで、施術者は、毎月、申請書の写し(添付書類は除く。)又は施術日数や回数、施術内容のわかる様式第5号の2による「一部負担金明細書(1月分)」を、患者又は家族に交付すること(20により、既にすべての施術について明細書を交付している場合を除く。)。

(6) ~(11) (略)

 $25\sim26$ (略)

第5章~第9章 (略)

そのうえで、施術者は、毎月、申請書の写し(添付書類は除く。)又は施術日数や回数、施術内容のわかる様式第5号の2による「一部負担金明細書(1月分)」を、患者又は家族に交付すること(20により、既にすべての施術について明細書を交付している場合を除く。)。

(6) ~(11) (略)

 $25\sim26$ (略)

第5章~第9章 (略)

2 別添1の様式第1号、様式第1号の2、様式第1号の3、様式第2号、様式第2号の2、様式第4号、様式第6号及び様式第6号の2の各様式を次のように改める (行政庁への申請に対する押印の廃止等に伴うもの)。

なお、当分の間、従来の様式を取り繕って使用することができることとする。

確 約 書

○○(はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧のうち該当するもの)の施術 に係る療養費の受領委任の取扱いを申し出るに当たり、受領委任の取扱規程(平 成30年6月12日保発0612第2号通知別添1、その後の変更及び改訂等を含む。) を遵守することを確約します。

令和	年	月日
0 0	厚 生	(支) 局 長 ○ ○ ○ ○ ○
0 0	都道	府 県 知 事
氏		名
住		所 〒 −
	必 領禾仁(
		74×1× v ・で 1 1 フルEPN カロ
<u>施</u>	術所名	

(この確約書は、地方厚生(支)局(地方厚生(支)局が所在しない都府県にあっては地方厚生(支)局都府県事務所)へ提出してください。

TEL.

施術管理者選任等証明

令和○年○月○日に、○○(はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧のうち該当するもの)の施術に係る療養費の受領委任の取扱いを申し出た○○○については、施術所の開設者が施術管理者として選任したことを証明します。

また、開設者が、受領委任の取扱規程(平成30年6月12日保発0612第2号通知別添1、その後の変更及び改訂等を含む。)に基づく受領委任の契約の当事者として第1章4、第2章8及び9、第3章21、第5章28並びに第8章その他の本規程に定める開設者としての義務及び責任を負担することを確認しました。

令和	年	月日	
0 0	厚 生	(支)局長	殿
0 0	都道	府界知事	psx.
開	設	者	
住		所 〒 -	
	受領委任の 所名	の取扱いを行う施術所)	
	=	= _ T□I	

この書類は、開設者(個人)が選任した者が施術管理者である場合に、開設者が記載して下さい。また、療養費の受領委任の取扱いを申し出る施術管理者が提出する「確約書」と合わせて提出して下さい。

施術管理者選任等証明

令和○年○月○日に、○○(はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧のうち該当するもの)の施術に係る療養費の受領委任の取扱いを申し出た○○○○は、開設者が施術管理者として選任したことを証明します。

また、開設者が、受領委任の取扱規程(平成30年6月12日保発0612第2号通知別添1、その後の変更及び改訂等を含む。)に基づく受領委任の契約の当事者として第1章4、第2章8及び9、第3章21、第5章28並びに第8章その他の本規程に定める開設者としての義務及び責任を負担し、令和〇年〇月〇日に申出された施術所が、同規程に基づく受領委任の契約の当事者として第2章8及び9その他の本規程に定める施術所としての義務及び責任を負担することを確認しました。

令和	年	月 日	
0 0	厚 生	(支)局	
0 0	都道	府県知	1 事

開設者(法人等名・代表者の役職・氏名)

法人等の所在地 〒 -

(受領委任の取扱いを行	施術所)		
施術所名			
= _	TEL.		
住 所	IEL.	 _	

この書類は、開設者(法人等)が選任した者が施術管理者である場合に、開設者(法人等の代表者)が記載して下さい。また、療養費の受領委任の取扱いを申し出る施術管理者が提出する「確約書」と合わせて提出して下さい。

療養費の受領委任の取扱いに係る申出(施術所の申出)

療養費	つ	種類		はり				きゅう			あん摩	ミマ	ッサー	·ジ指E	ĒΠ
		ふり	がな					生年月	日			目	が見え	ない者	
		氏	名				(年	月	日生					
		免	許	はり				きゅう			あん	∪摩⋝	アッサー	ジ指圧	
			者名												
		番	号	第		号	第			号	第				号
施術管理者	第	年月] 日	() 年	<u>月</u>	日	() 年	<u>月</u> 月	日	()	<u>年</u>	<u>月</u>	日
	1	中	止	() 年	月 = (支) 局	日	() 〇〇厚生		B	(<u>)</u>	年 〇厚生	月(支)局	日
(他の施術所の 施術管理者)		勤務	時間	午前 時 分~ 午後 時 分~	時 :	分(月、火、) 分(月、火、)	水、木、金、	. 土、日) . 土、日)							
		所属	団体	□公益社団法人日本銅□公益社団法人日本あ□その他(口公益社団法 サージ指圧師領 、ふりが	会 口社会福			≐	施術者	·登録	:番号(2	記4団(体会員)
		ふり	がな										電話番	号	
施術所		名	称												(可·否)
				₸) ~ (14)
(複数施術管理	者)	所名	王地										項の該	当の有無	
				t								₹	·	無	
(出張専門) □		標榜	時間	午前		分(月、火、) 分(月、火、)	水、木、金、 水、木、金、	<u>、土、日)</u> 十、日)	休日()			
		ふり	がな	1 2 3 7		<u> </u>	344 - 1 - 4 - 22 -	<u>, — , — , </u>					生年月	日	
開設者		氏	名								()	年	月	日生
個人 口				₸									電話番	号	
法人等 □		住	所												
(備考)															
						ブページへの:	掲載(可・る	5)(否の場合	の理由:)
上記のとおり、療	養費	骨の受命	湏委任(の取扱いについて申	出します	۲。									

令和 年 月 日

〇〇厚生(支)局長〇〇〇〇殿

氏名 〇〇〇〇

○○都道府県知事○○○○殿

· 住所 TEL. - -

(この申出は、地方厚生(支)局(地方厚生(支)局が所在しない都府県にあっては地方厚生(支)局都府県事務所)へ提出してください。)

療養費の受領委任の取扱いに係る申出(同意書)

施術所に勤務する他の施術者として、受領委任の取扱規程(平成30年6月12日保発0612第2号厚生労働省保険局長通知別添1、その後の変更及び改訂を含む。)の第3章に定める事項を遵守し、第2章12及び15、第5章28、第8章並びに第9章45その他の同規程の適用を受けることについて同意します。

4	1 G E	3 40 0 / 07 27 0.	羊にたのもず気と近りし、おと羊に入り10、	おり半とり、おり半並しており半っていたのだ	可然性の適用を支げることについて同念しよう。
		ふりがな		生年月日	目が見えない者
		氏 名		() 年 月 日生	
		免 許	はり 口	きゅう 🗆	あん摩マッサージ指圧 口
		交付者名			
	第	番号	第 号	第 号	第 号
	2	年月日	() 年 月 日 () 年 月 日	() 年 月 日 () 年 月 日	() 年 月 日 () 年 月 日
		中止			() 年 月 日
			〇〇厚生(支)局	○○厚生(支)局	〇〇厚生(支)局
		#1 =5-1 ==	午前 時 分~ 時 分(月、火、水、	木、金、土、日)	
		勤務時間	午後 時 分~ 時 分(月、火、水、	木、金、土、日)	
施		5 11 18 1		1 5 5	
術		ふりがな		生年月日	目が見えない者
施術所		氏 名		() 年 月 日生	
#±		免 許	はり 口	きゅう 🗆	あん摩マッサージ指圧 口
劉		交付者名			
扮士	第	番号	第 号	第 号	第 号
9 z	3	年月日	() 年 月 日 () 年 月 日	() 年 月 日	<u> () 年 月 日 </u>
色の		中止		() 年 月 日	
		-1111.	〇〇厚生(支)局	〇〇厚生(支)局	〇〇厚生(支)局
旃		#1 =5-1 ==	午前 時 分~ 時 分(月、火、水、 午後 時 分~ 時 分(月、火、水、	木、金、土、日)	
術		勤務時間	午後 時 分~ 時 分(月、火、水、	木、金、土、日)	
に勤務する他の施術者		> 11 184.	<u></u>	4555	
"		ふりがな		生年月日	目が見えない者
		氏 名		() 年 月 日生	
		免 許	はり 口	きゅう 🗆	あん摩マッサージ指圧 口
		交付者名			
	第	番号	第 号	第 号	第 号
	4	年 月 日	() 年 月 日 () 年 月 日	<u>() 年 月 日</u> () 年 月 日	() 年 月 日 () 年 月 日
		中 止			
		,	〇〇厚生(支)局	〇〇厚生(支)局	〇〇厚生(支)局
		#1.75.54.65	午前 時 分~ 時 分(月、火、水、	不、金、土、日)	
		勤務時間	午後 時 分~ 時 分(月、火、水、	不、金、土、日)	

(この申出は、地方厚生(支)局(地方厚生(支)局が所在しない都府県にあっては地方厚生(支)局都府県事務所)へ提出してください。)

【様式第2号・様式第2号の2の注意事項】

(様式第2号)

- 1 「療養費の種類」欄は、療養費の受領委任を取り扱う施術の種類をチェックすること。(施術管理者の「免許」欄にチェックのあるものに限る。)
- 2 保健所に届け出た施術所開設(変更)届の副本の写し、施術管理者(予定者)の免許証の写し及び確約書(様式第1号)を添付すること。
- 3 施術管理者が別の申出で施術管理者(出張専門施術者の場合を含む。)として申し出ている場合、「施術管理者」欄の(他の施術所の施術管理者) にチェックし、勤務形態確認票(様式第2号の3)を添付すること。
- 4 施術管理者の「中止」欄は、過去に受領委任の取扱いの中止(相当)がある場合、中止(相当)年月日及び該当する地方厚生(支)局を記載すること。
- 5 「所属団体」欄は、所属する団体がある場合に記載すること。また、「施術者登録番号」欄は、施術管理者が公益社団法人日本鍼灸師会、公益社団法人全日本鍼灸マッサージ師会、公益社団法人日本あん摩マッサージ指圧師会、社会福祉法人日本盲人会連合の会員である場合に 当該会員の施術者登録番号を記載すること。
- 6 施術所にはり、きゅう又はあん摩マッサージ指圧の複数の施術管理者を配置する場合、「施術所」欄の(複数の施術管理者)にチェックすること。
- 7 専ら出張のみにより自ら施術を行う施術者(出張専門施術者)として保健所に届け出た場合、「施術所」欄の(出張専門)にチェックすること。 その場合、「開設者」の各欄の記載は不要であること。また、施術所の「名称」欄には「同上」と記載し、「所在地」欄には自らが待機等する一つの 拠点(出張の起点であり、自宅の住所)を記載し、住民票を添付すること。
- なお、出張専門施術者が別の申出で施術管理者又は勤務する施術者として申し出ている場合、勤務形態確認票(様式第2号の3)を添付すること。
- 8 開設者(個人)と施術管理者が同一人の場合、開設者の「氏名」欄に「同上」と記載し、「生年月日」「住所」「電話番号」欄の記載は必要ないこと。
- 9 開設者(個人)と施術管理者が別人の場合、開設者の各欄を記載し、施術管理者選任等証明(様式第1号の2)を添付すること。
- 10 開設者が法人等の場合、開設者の「氏名」欄は法人等名・代表者の役職・氏名、「生年月日」欄は代表者のもの、「住所」、「電話番号」欄は法人のものを記載し、施術管理者選任等証明(様式第1号の3)を添付すること。
- 11 様式の最下部の申出者の氏名・住所・電話番号は、「施術管理者」欄に記載した施術者(施術管理者の予定者)のものを記載すること。
- 12 令和3年1月1日以降に申出を行う場合、「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費の受領委任を取り扱う施術管理者の 要件について」(令和2年3月4日保発0304第1号厚生労働省保険局長通知)による実務経験を確認できる書類(「実務経験期間証明書」の写し又は 「承諾通知」の写し等)及び研修修了を確認できる書類(「施術管理者研修修了証」の写し)を添付すること。
- ※ 施術所の名称・所在地、開設者(個人)の氏名・住所(法人の場合は名称・所在地)、施術管理者の氏名・目が見えない者の各欄について、 保健所に届け出た施術所開設(変更)届と同じ内容を記載すること。

(様式第2号の2)

- 1 施術所に勤務する他の施術者の免許証の写しを添付すること。 ただし、様式第4号による申出事項の変更で勤務する他の施術者を追加する場合は、当該施術者の免許証の写しを添付すること。
- 2 施術者の「中止」欄は、過去に受領委任の取扱いの中止(相当)がある場合、中止(相当)年月日及び該当する地方厚生(支)局を記載すること。
- ※ 施術者の氏名・目が見えない者の各欄について、保健所に届け出た施術所開設(変更)届と同じ内容を記載すること。

療養費の受領委任の取扱いに係る申出事項の変更等

	登録記号番号							
	氏 名							
施術管理者	施術所名			(電記	舌番号:	())
	開設者氏名							
変更内容						(変更年月日: 令和	年	月 日)
理由等								
備考	変更に伴う当初	J申出時における:	受領委任の取扱	規程 11(1)	~ (14)	の事項の該当の有無	有 □	• 無 □
上記のとおり	申出事項の変更	を申出します。						
令和 年	月	日						
	生(支)局長	\circ \circ \circ	\bigcirc					
○○都	道府県知事	0 0 0	殿	氏名				
O O 和	但 川 不 州 芋			八口	〒	– TEL.		
				住所	•			

(この申出は、地方厚生(支)局(地方厚生(支)局が所在しない都府県にあっては地方厚生(支)局都府県事務所)へ提出してください。)

(注) 受領委任の施術管理者が死亡した場合は、事実が確認できる書類として住民票等の書類を添付し、届出人の氏名及び住所並びに 当該施術者との関係を記入すること。

また、施術所において勤務する他の施術者を追加する場合は、様式第2号の2及び当該施術者の免許証の写しを添付すること。

	•	療養費支給	申請書(年		はり・きゅ	⇒う用)	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	(1112	3
					機関コード			0 + 4		
	費負担者看				特記事項	1 社国 2 公費	3 後高 4 退職	1 1 / / /	高外一	給付割合
	費受給者							6 家外	同介7	8 9 10
	市町村番						5 鍼灸			<u> </u>
受	給 者 番	号			保 険	者番号				
	○被保険者証	正等の記号番号		〇発	病又は負傷年 月	目	○傷病名			
被					年	月 日				
保険		(フリカ゛ナ)			続 柄 〇乳	を症又は負傷 の の の の の の の の の の の の の の の の の の の)原因及びそ	一の経過		
者	療養を			男						
欄	の 氏 名			女	○第	巻務上・外、第	第三者行為 <i>σ</i>)有無		
		明・大・昭・平・	• 令 年 月	日生	1.	業務上 2.	第三者行為	うである	3. その(也
	初療	年 月 日		施術	期間		実 日 数	請	求区	分
	()	年 月 日	自•令和 年	月	日~至・令和	年 月 日	日	新 規		継続
	傷病名	1. 神経痛	2. リウマチ	_	3. 頸腕症候群	4. 五十肩		転		帰
		5. 腰痛症	6. 頸椎捻挫	後遺症	7. その他()	継続・治	癒・中山	:•転医
	初検料(1は	り 2きゅう 3 に	よりきゅう併用)				円	摘	i	要
施	はり				円×	回=	円	114	J	女
41c=	施 きゅう				············ 円×		 円	ļ		
術	術	 きゅう併用			 円×	 回=	 円			
内	料	1 電気針 2 電気温炎器	R 3電気光線哭目)		—————————————————————————————————————	□=	 円			
'	往療料		4 km まで		円×	回=	円			
容	往療料		- 4 km 超		 円×	□=	 円			
				<u></u>			円			
欄		文付料 (前回支給		J)	円×	□=				
	合 	A / 4 ##!	計	51 \			円			
		金 (1 割・		·1])			円			
	請	求	額				円			
	施術日通院〇	月 1 2 3 4 5	5 6 7 8 9 1	0 11 12 1	3 14 15 16	17 18 19 20	21 22 23	24 25 26	27 28 2	29 30 31
旃	往原〇	<u>^ </u> おり施術を行い、	その費用を領地	又しました。	保健	所登録区分	1. 施術所所		張専門施術	f者住所地 「者住所地
施術	令和	年 月	B	施術	<u> </u>	Į.				
証明	登録記号番号	-			名 乖			Ē	電話	
欄				施術	管理者 氏 名	7				
申		&に要した費用に		費の支給を	申請します。	_				
請	令和	年 月	目		申請者 住	〒 - 所	_			
				殿	(被保険者)			_	E-74	
欄	士41 57八		₹ <u>₹</u> ∧	の種類	氏	名			電話	+r+
支 払	支払区分 1. 振	込 2. 銀行	預金 	の種類 普通	2. 当座	金融機関名		銀行 金庫		本店 支店
機	3. 郵便局		地 払 3.		4. 別段			農協		出張所
関欄	口 座 名 義 カタカナで記入	i i	<u>-</u>	1	口座番号					郵便局
	同意医師		住	所		年月日	傷	病 4	名 要	加療期間
同意記録					令和 年	. 月 日				
2-1										

本申請書に	基づく給付金に関する受領を代理人に委任します。		令乖	П	年	月	日		
申請者	住所	代理人		住店	折				
(被保険者)	<u>氏名</u>			氏/	名				_

この給付金の受領の代理人への委任は、受領委任の取扱規程(平成30年6月12日保発0612第2号通知)に従い行われるものです。 X

[※] 給付金に関する受領を代理人に委任する(申請者名義以外の口座に振込を希望される)場合に署名してください。※ ただし、当該患者より依頼を受けた場合や当該患者が記入することができないやむを得ない理由がある場合には、施術管理者等が代理記入をし当該患者から押印を受けてください。

	療養費支給	申請書(年 月	分) (あん 機関コード	ま・マッ	サージ用)		
<i>/</i> \	費負担者番号			特記事項	1 社国		2 本外 8 高外	給付割合
	費受給者番号			1,111=1,11	2 公費	△ 请及職	4 六外 6 家外	
	市町村番号				種類	04 マ	0 36.71	
		- 	+++	保険	者番号	01 1		
受	• • •					÷ ,-		
	○被保険者証等の記号番号	<u>亏</u>	○発病 ≥	スは負傷年月日	○傷物	丙名		
被			年	月	日			
保险	(フリカ゛ナ)		続	柄 〇発症	又は負傷の	原因及びその	経過	
険 者	療養を		男					
欄	受けた者 の 氏 名		· 女	○業務	上・外、第	三者行為の有	無	
	明・大・昭・	平・令 年 月	日生	1.業	務上 2.	第三者行為で	ある 3. そ	の他
	初療年月日		施術期	間		実 日 数	請求	区 分
	() 年 月 日	自・令和 年	月 日~至	令和 年	月 日	日	新 規	• 継 続
	傷病名又は症状						転	帰
	网 川 山 人 は 進 仏						継続・治癒	・中止・転医
		躯幹	円×		回=	円	摘	要
	マッサージ	右上肢 左上肢	円× 円×		回= 回=	円 円		
	•))	右下肢	円×		回=	円		
施		左下肢	円×		回=	円		
	温罨法(加算)		円×		回=	円		
術	温罨法・電気光線器具		円×		回=	円		
.	(加算)	右上肢	円×		□=	円		
内	変形徒手矯正術 (加算)	左上肢	円×		回=	円		
容	※温罨法との併施は不可	右下肢	円×		<u>=</u>	円		
П		左下肢	円×		回=	円		
欄	往療料 4 kmまで	<u> </u>	円×		回=	円		
	往療料 4 km超 施術報告書交付料		円×		回=	円		
	(前回支給: 年 月分)		円×		回=	円		
	合 計					円		
	一部負担金(1割・2割・3割)					円		
	請 求 額 施術日	<u> </u>				円		
	通院〇 月 1 2	3 4 5 6 7 8 9	10 11 12 1	3 14 15 16	17 18 19 2	0 21 22 23	24 25 26 27	28 29 30 31
±₽-	往療◎	ン その弗田かを回	1 ま1 た	/ P. // 由于	听登録区分	1. 施術所所	左州 り 川進声	門施術者住所地
施術	上記のとおり施術を行い 令和 年 月	ハ、その貧用を傾収 目	. しました。 施術所	_		1. 旭亚州月月	1.1世 4.山灰守	加度的石工房地
証	登録記号番号	H	ДЕ (11/ <i>)</i>	「 所在 ^均 名 和			電話	
明欄			施術管				нени	
申	上記の療養に要した費用	 用に関して、療養費						
	令和 年 月	日			₹	_		
請				申請者 住 供 (
欄		殿		^(牧保陜有) 氏	名		電話	
支	支払区分	-	の種類		金融機関名		銀行	本店
払 機			普通 2	**			金庫	支店
関	3. 郵便局送金 4.	当 地 払 3.	通知 4	7	!!!	1 1 1	農協	出張所
欄	カタカナで記入	<i>(</i>		座番号	左 🗆 🗆	<i> </i>	<u> </u>	郵便局
同意	同意医師の氏名	住	所	同 意	年月日	傷	病 名	要加療期間
記 録				令和 年	月月	∃		
Z	本申請書に基づく給付金に	 関する受領を代理人	.に委任します	·	`和 年	月日		

申請者

住所

代理人

住所

⁽被保険者) 氏名 氏名 ※ この給付金の受領の代理人への委任は、受領委任の取扱規程(平成30年6月12日保発0612第2号通知)に従い行われるものです。

[※] 給付金に関する受領を代理人に委任する(申請者名義以外の口座に振込を希望される)場合に署名してください。

[※] ただし、当該患者より依頼を受けた場合や当該患者が記入することができないやむを得ない理由がある場合には、施術管理者等が代理記入をし当 該患者から押印を受けてください。

3 適用日

1及び2の改正については、令和3年4月1日から適用するものとする。

都道府県知事 殿地方厚生(支)局長

厚生労働省保険局長 (公印省略)

「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費の 受領委任を取り扱う施術管理者の要件について」の一部改正について

はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費における受領委任を取り扱う施術管理者の要件について、「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費の受領委任を取り扱う施術管理者の要件について」(令和2年3月4日付け保発0304第1号)により取り扱うこととしているところであるが、今般、一部につき別添のとおり改正し、令和3年4月1日より適用するものとしたので、その取扱いについては遺漏なきようご配慮願いたい。

なお、既に提出されている別紙1は改めて提出を要しないこととする。 また、当分の間、従来の様式を取り繕って使用することができることとする。

(別添)

「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件について」(令和2年3月4日付保発0304第1号)

別紙 1 (傍線部分が改正部分)

改正後 	改正前
(別紙1)	(別紙1) 実務経験期間証明書
実務経験期間証明書	
次の者は当施術所において、次の施術の実務に従事したことを証明します。 氏 名 ○○ ○○	次の者は当施術所において、次の施術の実務に従事したことを証明します。 氏 名
生年月日 () 〇年 〇月 〇日	生年月日 () 〇年 〇月 〇日
従事期間 () ○年 ○月 ○日~ () ○年 ○月 ○日 ○年 ○か月 氏 名 実務に従事した期間 (1年以上)	従事期間 () ○年 ○月 ○日~() ○年 ○月 ○日 ○年 ○か月 氏 名 実務に従事した期間(1年以上)
氏 名 実務に従事した期間 (1年以上) lt が	ta
術 ヨ胞物所で失榜に使争した朔囘	衛
「「「」」())○年 ○月 ○日~()○年 ○月 ○日 ○年 ○か月	" () O# O# O# O# O# O# O# O#)
従事期間 () ○年 ○月 ○日~() ○年 ○月 ○日 ○年 ○か月	従事期間 () ○年 ○月 ○日~() ○年 ○月 ○日 ○年 ○か月 氏 名 【 実務に従事した期間(1年以上)
氏名 実務に従事した期間(1年以上) き 他 *当業所での期間に限らない。 ゆの ○	きゅう師
う 施 当施術所で実務に従事した期間	術
者 () ○年 ○月 ○日~()○年 ○月 ○日 ○年 ○か月	者 () ○年 ○月 ○日~() ○年 ○月 ○日 ○年 ○か月
あん 従事期間 () ○年 ○月 ○日~() ○年 ○月 ○日 ○年 ○か月 ん	あ 従事期間 (
度 氏名 実務に従事した期間(1年以上) ** **********************************	あん摩マッサージ指圧師 ※当施術所での期間に限らない。
ウ の 〇〇 〇年 〇か月 サ 施	サ 施 当施権所で実務に従事した期間
↑ 施	新 者 () ○年 ○月 ○日~() ○年 ○月 ○日 ○年 ○か月
令和 〇年 〇月 〇日	令和 ○年 ○月 ○日
施術所名 ○○○○	施術所名 ○○○○
【受領委任の取扱い 無:□ 有:□(登録記号番号:)】	【受領委任の取扱い 無:□ 有:□(登録記号番号:)】
所在地 〇〇県〇〇市〇〇〇〇〇	所在地 〇〇県〇〇市〇〇〇〇〇
電話番号 二 二	職名
職名 ○○	氏名 00 00 <u>廊</u>
氏名 00 00	(注) 1 トトロボールス・新正マテルと乗っ、・・・・・・こと地口紙 レン・アの分割物間のエル おみ割替 ナエ
(注) 1. はり師、きゅう師及びあん草マッサージ指圧師としての任事期間をそれぞれ記載する。 2. 「他の施術者」欄は、証明を受ける施術者に対して施術に関する指導を主に行った施術者を記載する。なお、他の施術者が、追機等で途中交代した場合など推験いる場合は、該当する施術者を十て記載する。 3. 証明を受ける施術者及び他の施術者は、実際に定事する施術者として保健所に届出されている必要がある。 4. 施術所が受戦等任を取り扱わない場合は「無:□」にチェックする。また、取り扱う場合は「有:□」に チェックをしたうえで、施術所の施術者は「無:□」にチェックする。また、取り扱う場合は「有:□」に チェックをしたうえで、施術所の施術者理者 (徴数なの場合はすべて)の受難の場合は「配数者」と記載し、法人開設者の場合は「施術管理者の場合は「施術管理者」、個人開設者の場合は「開設者」と記載し、法人開設者の場合は大変事の提案を必要を必要をしていませない。 5. 「施名」は、施術管理者の場合は「施術管理者」、個人開設者の場合は「開設者」と記載し、法人開設者の場合は大変事をの機能する。 6. 施術所が受戦等任を取り扱わない場合、保健所に届け出た施術所開設(変更)届の前本の写し(証明を受ける施術者及び他の施術者の氏を並びに取りる施術者の分からもの)を部付する。	 はり節、をゅう節及びあん輩マッサージ指圧節としての従事期間をそれぞれ記載する。 「他の施務者」機は、監房を受ける協務者を対して施施に関する指導を主法でかった施務者を影響する。なお、他の施務者が、追職等で途中交代した場合など複数いる場合は、該当する施務者をすべて記載する。 証明を受ける施務者の使め施施者は、実務に従事する施務者として後期に周出されている必要がある。 施務所が受職委任を取り扱わない場合は「無: □」にチェックする。また、取り扱り場合は「有: □」にチェックする。 施務所が受職委任を取り扱わない場合は「無: □」にチェックする。を決し、取り扱り場合は「有: □」にチェックする。 「職名」は、施務管理者の場合は「施務管理者 (徴数なの場合はすべて)を登録がある場合は「局限者」と記載し、法人開設者の場合は「施務管理者」、個人開設者の場合は「開設者」と記載し、法人開設者の場合は「施務管理者」、個人開設者の場合は「開設者」と記載し、法人開設者の場合は「施務で必要の役職との数する。 施務所が受職委任を取り扱わない場合、保健所に届け出た施務所開設(変更)届の副本の写し (証明を受ける施務者及び他の施務者の氏名並びに取り扱う施務の種類の分かるもの)を添付する。

都道府県知事 殿地方厚生(支)局長

厚生労働省保険局長 (公印省略)

「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費の 受領委任を取り扱う施術管理者の要件の特例について」の一部改正について

はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費における受領委任を取り扱う施術管理者の要件の特例について、「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費の受領委任を取り扱う施術管理者の要件の特例について」(令和2年3月4日付け保発0304第2号)により取り扱うこととしているところであるが、今般、一部につき別添のとおり改正し、令和3年4月1日より適用するものとしたので、その取扱いについては遺漏なきようご配慮願いたい。

なお、既に提出されている別紙1及び別紙2は改めて提出を要しないこととする。 また、当分の間、従来の様式を取り繕って使用することができることとする。

(別添)

「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費の受領委任を取り扱う施術管理者の要件の特例について」(令和2年3月4日付保発0304第2号)

別紙1

(傍線部分が改正部分)

改正後 	改正前
(別紙1) 確 約 書 (施術管理者研修)	(別紙 1) 確 約 書(施術管理者研修)
はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領 委任の申出を行った日から1年以内に、「はり師、きゅう飾及びあん摩マッサージ 指圧師の施術に係る療養費の受領委任を取り扱う施術管理者の要件について」(令 和2年3月4日発を304第1号)による施術管理者可修の課程を修了し、「施術管 理者研修修了証」の写しを提出することを確約します。 なお、「施術管理者研修修了証」の写しを提出しなかった場合には、上記の申出 により承諾された受領委任の取扱いが中止となることに異議ありません。	はり節、きゅう節及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領 委任の申出を行った日から1年以内に、「はり節、きゅう節及びあん摩マッサージ 指圧師の施術に係る療養費の受領委任を取り扱う施術管理者研修について」(令 和2年3月4日保発 0304 第1号)による施術管理者研修の課程を修了し、「施術管 理者研修修了証」の写しを提出することを練約します。 なお、「施術管理者研修修了証」の写しを提出しなかった場合には、上記の申出 により承諾された受領委任の取扱いが中止となることに異議ありません。
令和 年 月 日	令和 年 月 日
○○厚生(支)局長	〇〇厚生(支)局長
○○都道府県知事	◎ 都道府県知事 ○ ○ ○ ○
氏 名	氏 名 <u>即</u>
住 所 〒 -	住 所〒 -
(受領委任の取扱いを行う施術所)	(受領委任の取扱いを行う施術所)
名 称	<u>名 栋</u> 〒 - TEL <u>佳 所</u>

改正後	改正前
(別紙 2) 確 約 書 (実務経験) はり節、きゅう節及びあん摩マッサージ指圧節の施術に係る療養費に関する受領	(別紙2) 確 約 書 (実務経験)
委任の申出を行った日から速やか、(遅くとも2年以内)に、「はり顔、きゅう顔及 びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る蕨養費の受領委任を取り扱う施術管理者 の要件について」合和2年3月4日保発 0304 第1号)による実務経験の期間を有 し、「実務経験期間証明書」の写しを提出することを確約します。 なお、「実務経験期間証明書」の写しを提出しなかった場合には、上記の申出に より承諾された受領委任の取扱いが中止となることに異議ありません。	はり節、きゅう節及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領 委任の申出を行った日から速やか(遅くとも2年以内)に、「はり節、きゅう節及 びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費の受傷委任を取り扱う施術管理者 の要件について」(今和2年3月4日保発 0304 第1号)による実務経験の期間を有 し、「実務経験期間証明書」の写しを提出することを確約します。 なお、「実務経験期間部間書」の写しを提出しなかった場合には、上記の申出に より承諾された受領委任の取扱いが中止となることに異議ありません。
令和 年 月 日 ○ ○ 厚 生 (支) 局 長 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ◎ ◎	令和 年 月 日 ○ ○ 厚 生 (支) 局 長 ○ ○ ○ ○ ○
○ 都 道 府 県 知 事 ○ ○ ○ ○ 氏 名 住 所 〒 -	○ 都 道 府 県 知 事 ○ ○ ○ ○ 氏 名
(受領委任の取扱いを行う施術所) <u>名 称</u> 〒 - TEL <u>住 所</u>	住 所 〒 - (受領委任の取扱いを行う施術所) <u>名 称</u> 〒 - TEL <u>住 所</u>